

船橋市
重度身体障害者等入浴サービス事業の
ガイドライン

令和7年4月

船橋市福祉サービス部障害福祉課

目次

1	船橋市重度身体障害者等入浴サービス事業について	- 3 -
2	対象者	- 3 -
2.1	身体障害者手帳所持の障害者・児	- 3 -
2.2	難病患者等	- 3 -
3	サービス形態	- 3 -
3.1	全身浴	- 3 -
3.2	清拭(部分浴を含む) ※令和7年10月1日～実施	- 3 -
4	清拭の利用条件	- 4 -
5	支給量等	- 4 -
5.1	支給量	- 4 -
6	利用者負担額	- 5 -
7	サービス提供記録の作成・保存等	- 5 -
8	Q&A	- 6 -
8.1	利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限はありますか。	- 6 -
8.2	特例として2回／週を超える支給が認められることはありますか。	- 6 -
8.3	1週間の内、入浴を2回、清拭を1回行うことは認められますか。	- 6 -
8.4	清拭の定義を教えてください。	- 6 -
8.5	部分浴も可能ですか。	- 6 -
8.6	清拭の利用条件を教えてください。	- 6 -
8.7	重度身体障害者及び重度身体障害児について、「障害程度等級表に定める1級若しくは2級に該当するもの又はこれらに準ずるもの」の準ずるものとはどのような事例がありますか。	- 6 -
9	事業費の返還について	- 7 -

1 船橋市重度身体障害者等入浴サービス事業について

重度身体障害者等入浴サービス事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の「地域生活支援事業」に位置づけられています。

自宅での入浴が困難な重度の身体障害者等に対して、保健衛生上の向上と介護者の負担軽減を図るために、家庭に簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、居室での入浴を行います。この入浴サービスを受けた場合に、その費用の一部を支給します。

2 対象者

2.1 身体障害者手帳所持の障害者・児

次に該当している方

- 自宅での入浴が困難な1・2級所持者

2.2 難病患者等

次に該当している方

- 身体障害者手帳1・2級所持者又はこれに準ずる障害者・児と同程度の方又はこれらに準ずる方

※介護保険の対象者はサービス対象外です。

3 サービス形態

重度身体障害者等入浴サービス事業のサービス提供形態としては、「全身浴」「清拭」の2種類の方法があります。

3.1 全身浴

居室において、全身入浴の支援を行います。

3.2 清拭(部分浴を含む) ※令和7年10月1日～実施

タオルをお湯で濡らしたり、清拭料を使ったりして、体を拭くことによって清潔保持を行う方法を言います。また、全身浴が難しい場合の部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)も清拭に含みます。

4 清拭の利用条件

訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したとき。

5 支給量等

5.1 支給量

2回／週

※全身浴と清拭の合計が2回／週です。

※支給量を超えた部分については、利用者の実費負担となりますので、ご注意ください。

6 利用者負担額

利用者負担額については、以下のとおりです。サービス費用の1割を負担する場合でも、一月あたり最大でも3万7200円が上限額となり、それ以上の負担はありません。なお、複数サービスを利用している場合は、サービス毎に利用者負担額が設定されます。

世帯の収入状況		負担上限月額	世帯の範囲
生活保護世帯		0円	本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税非課税世帯		0円	本人とその配偶者
市民税課税世帯 (支給決定者が障害児の保護者で、市民税所得割額28万円未満のもの)	入所施設利用の場合	9,300円	※本人が18歳未満の場合は、本人及び本人と同一の世帯に属する者
	上記以外	4,600円	
市民税課税世帯 (市民税所得割額16万円未満のもので、入所施設利用者(20歳以上)及びグループホーム利用者を除く)		9,300円	
市民税課税世帯(上記以外)		37,200円	

7 サービス提供記録の作成・保存等

事業所は利用者にサービス提供を行った際は、サービス提供した日、内容、その他必要事項を詳細に記録し、サービス提供が完結した日から5年間保存してください。また、事業所は利用者より利用者負担額の支払いを受けた際は、必ず領収書を利用者に交付してください。

8 Q&A

8.1 利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限はありますか。

以下の場合については、「重度身体障害者等入浴サービス」の利用はできません。

- ・65歳以上の「重度身体障害者等入浴サービス」利用者
- ・「介護保険制度」利用者

※介護保険制度の中で「訪問入浴介護」という制度があり、「重度身体障害者等入浴サービス」との併給は規則の中で認められておりません。民法上の年齢到達時点の観点から、利用者の生年月日の前々日までを利用期限として設定しています。

8.2 特例として2回／週を超える支給が認められることはありますか。

特例はなく、認められません。

8.3 1週間の内、入浴を2回、清拭を1回行うことは認められますか。

認められません。

上限は入浴と清拭を合計して2回／週となります。

8.4 清拭の定義を教えてください。

[清拭（部分浴を含む）](#)をご参照ください。

8.5 部分浴も可能ですか。

清拭の中に部分浴も含まれます。

8.6 清拭の利用条件を教えてください。

[清拭の利用条件](#)をご参照ください。

8.7 重度身体障害者及び重度身体障害児について、「障害程度等級表に定める1級若しくは2級に該当するもの又はこれらに準ずるもの」の準ずるものとはどのような事例がありますか。

身体障害者手帳を所持していないですが、難病等の疾患をお持ちの方で、左記要件に準ずると医学的見地から認められた方については、支給決定を認めた方がいます。事務手続き上、下記項目が記載された「医師意見書」の提出をもって、左記要件に準ずるものとしています。

【医師意見書の必要記載事項】

- ①利用者氏名・生年月日・年齢
- ②障害名および原因となった疾病・外傷名
- ③難病等の疾患名
- ④障害の状況
- ⑤希望する地域生活支援サービス事業
- ⑥上記「⑤」を希望する理由
- ⑦病院または診療所名・所在地・診療担当科名・作成医師指名※捺印を含む

9 事業費の返還について

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則、船橋市地域生活支援サービス事業実施要綱、船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則および本ガイドラインにそぐわない支援内容や不正行為があった場合などは事業費の返還対象となりますので、疑問点が発生した場合は必ず問合せをお願いします。

(請求先・問合せ先)

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課 認定審査係

(TEL) 047-436-2346

(FAX) 047-436-3602